

■各施設における多様な保育事業について

各施設で実施している保育事業は、保育認定（2号・3号認定）がなくてもご利用いただけるものもあります。

1. 一時保育事業（一時預かり事業）

保護者が週3日以内の就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、お子さんを家庭で保育できない場合に、一時的に施設をご利用いただく制度です。「断続的一時保育」と「緊急一時保育」があります。

保育認定を受けていないお子さんでもご利用いただけます。

● 断続的一時保育

週3日を限度として断続的に保育が困難となるお子さんを保育する事業

【対象となる事由】保護者の就労やリフレッシュ等 事由は問いません。

● 緊急一時保育

利用初日から1ヶ月のうちで12日を限度として緊急・一時的に保育する事業

【対象となる事由】保護者の疾病・災害・事故・出産・看護・介護・冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由。「就労」が事由の方は利用できません。

	断続的一時保育事業	緊急一時保育事業
実施施設	民間施設	民間施設、公立認定こども園
	実施施設はP37「市内施設一覧」をご参照ください	
利用条件	豊中市に住民登録されている満1歳～就学前のお子さん (ただし施設により利用できる年齢が異なります。)	
実施日	各施設の開所日	
利用時間	各施設の開所時間（午前7時00分～午後7時00分）	
利用定員	各施設による	
利用料金	午前7時00分～午後6時00分までの利用 一人2,200円/日、飲食費400円 ※市民税非課税世帯等の減免制度はありません	
一時保育延長保育利用料金	午後6時01分～午後7時00分：延長利用料200円 ＊北丘聖愛園のみ開所時間は午後8時までとなります。 延長保育料：午後7時01分～午後8時00分まで600円 月極保育料：午後6時01分～午後8時00分まで6,400円	
書類配布場所	一時保育事業実施施設等	
書類提出先・問合せ	利用希望施設	

(ア) 申込方法

事前登録・利用申込は、利用を希望する施設へ直接行ってください。

- ・登録施設は断続的一時保育事業と緊急一時保育事業でそれぞれ1か所のみとなっております。
- ・断続的一時保育事業・緊急一時保育事業・ポピンズキッズルーム（庄内）一般利用・ポピンズキッズルーム（桜の町）一般利用はそれぞれ併用して利用することが可能です。
- ・同一施設で断続的一時保育事業と緊急一時保育事業を併用する場合は、合わせて月に12日が限度です。
- ・年度ごとに申込が必要です。

※ポピンズキッズルーム（庄内・桜の町）は、名称が変更される場合があります。

(イ) 提出書類

- ☐ 一時保育事業利用登録書
- ☐ 一時保育利用申込書
- ☐ お子さんの健康状態について
- ☐ 一時保育事業利用についての意見書（医師の診断書、費用は実費負担）

【多様な保育事業】

2. ポピンズキッズルーム（庄内・桜の町）一時保育事業等

待機児童解消を目的として、民間事業者への委託による一時保育事業を行います。一時保育事業には、定期利用枠と一般利用枠があります。

	①定期利用	②一般利用
利用条件	市内に居住し、認可施設の入所を待機している 1 歳児クラス、2 歳児クラス対象年齢のお子さん ＊認可施設の申し込みをしていない方、申し込み後一度も選考されていない方は利用できません。 ＊利用にあたっては認可施設への転所届の提出が必須となります。	市内に居住し、満 1 歳～小学校就学前までのお子さん ＊利用初日から 1 ヶ月のうちで 12 日を限度として利用可能。 ＊認可施設で実施する一時保育事業（断続的・緊急）との併用が可能です。
定員	庄内 38 名、桜の町 24 名	庄内 4 名、桜の町 8 名
申し込み	認可保育・教育施設への利用調整申し込みの際に、併せて申し込みをしてください。	事前登録・利用申込が必要です。
利用料金	月額 25,000 円 (市民税非課税世帯等の減免制度あり)	一日利用 2,200 円＋飲食費 400 円 半日利用 (7:00～12:00) 1,000 円 半日利用 (12:00～18:00) 1,200 円＋飲食費 400 円
申し込み	子育て給付課	ポピンズキッズルーム庄内・ポピンズキッズルーム桜の町
実施日	月曜日～土曜日（日、祝、12 月 29 日～1 月 3 日を除く）	
利用時間	午前 7 時 00 分～午後 6 時 00 分（午後 6 時から午後 7 時まででは延長保育可。200 円/時間）	
その他	【ポピンズキッズルーム庄内】駐車場なし 【ポピンズキッズルーム桜の町】駐車場あり	
住所・電話番号	【ポピンズキッズルーム庄内】 561-0831 豊中市庄内東町 2-1-4 庄内駅前庁舎 3 階 TEL 06-6398-9710 【ポピンズキッズルーム桜の町】 560-0012 豊中市上野坂 2-6-1 豊中市医療保健センター内 TEL 06-6849-8760	

3. 土曜日共同保育

保育所等において、土曜日の利用が少ない場合に近隣の保育所等が連携し、1 ヶ所の施設で保育を行います。施設一覧（P.37～）の施設名欄に「土曜日共同保育」の記載がある施設は、土曜日の保育を別施設にて行います。土曜日共同保育の内容については施設へ直接お問い合わせください。

4. 休日保育

日曜や祝日にも保護者が就労などにより、お子さんを家庭で保育できない場合にご利用いただく制度です。

※実施施設の名称は、変更となる場合があります。

※令和 5 年 9 月末で、市立本町こども園での休日保育は終了しました。

実施施設	①ポピンズキッズルーム庄内（豊中市庄内東町 2-1-4 庄内駅前庁舎 3 階） ②ポピンズキッズルーム桜の町（豊中市上野坂 2-6-1 豊中市医療保健センター内 1 階）
利用条件	・豊中市内に居住し、満 1 歳以上で認可保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭保育所を利用しているお子さん ・上記お子さんと同一世帯に属する就学前児童（満 1 歳以上） ・施設利用申込をしていて、就労等により認可外保育施設・幼稚園等を利用している満 1 歳以上のお子さん
実施日	日曜日、祝日、12 月 29 日、12 月 30 日（12 月 31 日～1 月 3 日は実施しません）
利用時間	午前 8 時 00 分～午後 7 時 00 分
利用定員	①②とも 12 名程度/日
利用料金	午前 8 時 00 分～午後 7 時 00 分までの利用 2,500 円/日 ※変更となる場合があります
書類配布場所	こども事業課、認定こども園、民間保育所（園）等
書類提出先	こども事業課、認定こども園、民間保育所（園）等
申込方法及び提出書類	・利用には事前登録が必要です ・申込方法について、詳しくは市ホームページをご確認ください

5. 病児保育事業

仕事・傷病・事故・出産などの事情で、病気中のお子さんを保育できない場合にご利用いただく制度です。
詳しくは市ホームページの「病児保育」をご覧ください。

利用条件	豊中市内に居住している、満 1 歳～小学校 4 年生までのお子さん ＊未就学児について、利用に際して保育必要認定は不要です。 ＊0 歳児や豊中市外にお住まいで病児保育室の利用を希望される方は、施設に直接お問い合わせください。
実施日	月曜日～金曜日（土、日、祝、12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
利用時間	午前 8 時 00 分～午後 6 時 00 分
利用料金	2,000 円／回（ひとり親世帯・在宅障害者世帯、非課税世帯への減免制度あり。詳細は子育て給付課へ） ＊食費・おやつ代等が別途必要（施設に直接お問い合わせください）
書類配布場所	病児保育室、豊中市ホームページ
書類提出先	病児保育室

（ア）実施施設（病児保育室）

実施施設	所在地・電話番号	定員
シャイニーキッズとよなか	豊中市岡上の町 2-1-8-6 とよなかハートパレット 2 階 電話：06-6843-5519（受付：午前 7 時 45 分～午後 6 時）	20 名
しまこしないかキッズルーム	豊中市中桜塚 2-25-9（島越内科 4 階） 電話：06-6841-1300（受付：午前 8 時～午後 6 時）	6 名
関西メディカル病院附属エンゼル保育園	豊中市新千里西町 1 丁目 1-7-1 電話：06-6836-1515	4 名

（イ）申込方法

利用には事前登録が必要です。利用を希望する日までに病児保育室あてに登録票を提出し、前日までに利用したい施設に電話にて予約をしてください。

（ウ）提出書類（年度ごとに必要です）

☐ 豊中市病児保育利用登録票

（エ）利用当日持参書類

☐ 診療情報提供書（病児保育室用） ☐ 豊中市病児保育室利用申込書

☐ 病児保育個人記録票 ☐ 病児保育利用料減免申請書＊減免に該当する場合のみ

6. 豊中市立児童発達支援センター

児童福祉法に基づく児童発達支援や診療などを提供します。通所給付費の支給決定を受けた方が対象になります。

(ア) 実施内容

① 発達支援「くるみ」 TEL 06-6866-2360

・親子通所

月曜日～金曜日の毎日実施。育ちに何らかの支援を必要とする子どもに対し、保護者とともに通い、小集団のクラスで、生活や遊びを通して、人との関係の土台作りと共に基本的な生活習慣の獲得に向けて療育を行うとともに、保護者に子どもへの関わりの助言を行います。

・小集団親子教室

日常生活において基本的動作の習得および集団生活の適応することができるように、保護者とともに通い、子どもの育ちに合わせた関わりについて助言などの支援を行います。

※令和6年1月より1歳児及び2歳児の小集団親子教室は地域子育て支援センター等にて発達支援親子教室を実施します。

② こども療育相談「つぼみ」 TEL 06-6866-2377

育ちに何らかの支援が必要な子どもに、お困りごとの課題整理や問題解決に向けてのお手伝い、子どもの属する集団での関わり方や環境設定の工夫など専門職による助言を行います。障害児通所支援などを利用するにあたり、適切な福祉サービスが提供されるよう計画相談を行います。また、保育所等の集団の場でのびのびと生活できるよう、子どもに対する支援と訪問先施設職員に対する支援を行います。

③ 診療所「しいのみ」 TEL 06-6866-2340

概ね18歳までの方に、発達の課題における医師の見立てや、理学療法、作業療法、言語聴覚療法などを行います。

(イ) 所在地

豊中市稲津町1-1-20

7. 児童発達支援事業所あゆみ

児童福祉法に基づく児童発達支援や、育ちに支援の必要な子どもの一時預かりを提供します。

通所給付費の支給決定を受けた方が対象になります。

(ア) 実施内容

① 単独通所「あゆみ」

月曜日～金曜日の毎日実施。育ちに何らかの支援を必要とする子どもに対し、小集団のクラスで、生活や遊びを通して、人との関係の土台作りと共に基本的な生活習慣の獲得や地域・社会への適応性を広げていくように療育を行います。

② 個別療育「カラフル」

保護者とともに通い、個別療育を通して集団生活、地域生活に適応するように支援します。

③ 障害児一時預かり「りーふ」

就学前の育ちに支援の必要な子どもにおいて、保護者の緊急時など一時預かりを行います。

(イ) 所在地

豊中市桜の町3-12-10 TEL06-6841-1551

※令和6年1月以降、「7. 豊中市立児童発達支援センター」へ移転して事業実施します。

8. ファミリー・サポート・センター

「子育ての援助が必要な人（依頼会員）」と「子育ての援助のできる人（援助会員）」とを結びつけ、地域で支え合う会員制の育児支援ネットワークです。保育施設利用の有無にかかわらず利用できます。

(ア) 援助活動内容

- 保育施設・幼稚園などへの送迎及び預かり
- 学校・学童保育（放課後こどもクラブ）終了後の預かり
- 保護者の求職活動・臨時的就労時の預かり
- リフレッシュでの預かり
- 子どもの習い事などの送迎
- 多胎児家庭での見守りや検診などへの同行 など

活動日	原則、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日	
活動時間帯	午前7時00分～午後10時00分	
謝礼金	平日（月曜日～金曜日）の午前8時00分～午後8時00分	800円／時間
	● 土曜日、日曜日、祝日 ● 平日で上記の時間帯以外に活動したとき ● 病気回復期の子どもを預けるとき	900円／時間

<注意事項>

- 謝礼金や活動にともなう交通費などは、活動のつど援助会員に直接お支払いください。
- 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。
- 1時間を超える活動の場合、30分以内は上記の半額とし、30分を超え1時間までは1時間分となります。
- 子どもを預かる場合は、原則として援助会員の自宅での活動です。
- 子どもの宿泊はできません。
- 援助依頼は希望に添えないことがあります。
- ひとり親世帯は補助制度があります。子育て給付課家庭給付係（電話 06-6858-2767）までお問い合わせください。

(イ) 申込方法

まずは、登録説明会を受け、会員登録をしてください（要予約）。詳細はセンターにお問い合わせください。

【問合せ先】 電話 06-6841-9383 月曜日～金曜日（平日） 午前9時00分～午後5時00分

ホームページアドレス：<http://www.toyonaka-shakyo.or.jp/family.html>

↓こちらを読み取ってください

